

## 乳幼児医療費支給制度について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2015年11月13日更新

### 乳幼児医療費支給制度とは

小学校に就学する前までの乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実に資することを目的とした制度です。

### 1 実施主体（相談窓口・医療証の交付）

市町村

### 2 対象者

県内に住所を有し、医療保険に加入している小学校就学前までの乳幼児

※3歳以上については、児童手当に準拠した所得制限があります（市町村により取扱いが異なる場合があります）。

### 3 本人負担額（市町村毎、1医療機関にかかる料金です。）

- 3歳未満・・・無料
- 3歳以上・・・入院：1日500円（月7日上限） 入院以外：月600円（上限）


※この制度では、乳幼児が病院にかかったときの自己負担相当額から、上記の本人負担額を差し引いた額を助成します。

※保険の対象とならない医療費及び入院時の食事療養標準負担額は、助成の対象となりません。

※薬局での自己負担はありません。

### 4 問い合わせ先

詳しくは、お住まいの市区町村乳幼児医療担当課まで、お問い合わせください。

 [福岡県内市町村へのリンク集](#)

 [平成27年度市町村実施状況（平成27年4月1日現在）](#) [PDFファイル/170KB]

### このページに関するお問い合わせ先

#### 児童家庭課

福祉労働部児童家庭課ひとり親家庭支援係

Tel：092-643-3257

Fax：092-643-3260

✉ [jido@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:jido@pref.fukuoka.lg.jp)